

和歌山働き方改革推進宣言

和歌山においては、少子高齢化の進展や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減少する傾向にあります。また、県内の労働者一人当たりの年間総実労働時間は全国平均より約30時間長く、年次有給休暇の取得率も約2割低くなっており、女性の有業率も子育て層を中心に低くなっているのが現状です。

企業の活力を高めるとともに地域を活性化するためには、魅力的な職場づくりによって若者の県外流出を食い止めるとともに、多様な働き方を選択できるようにすることで、現在働いていない人も含めて県内での働き手を増やすことが必要であり、和歌山における最優先の課題でもあります。

このような状況の中で、平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。平成31年4月1日の残業時間の上限規制、年次有給休暇の取得義務付け等の労働時間見直し規定の施行を皮切りに、令和2年4月1日以降、正社員と非正規社員の間の不合理的な待遇差の禁止規定等が、一部中小企業への猶予を伴いつつ順次施行されます。

働き方改革の趣旨は、中小企業・小規模事業場を含むすべての職場で、すべての働き手が健康で安心して生き生き働くことができる職場環境を実現し、働き手の一人一人が最大限能力を発揮できるようにするとともに、より効率的な働き方

をすることにより、地方創生と相俟って社会全体の生産性を高める好循環を築くことにあります。そのためには、

- ①長時間労働の削減
- ②年次有給休暇の取得促進
- ③女性、若者、高齢者、障がい者など様々な人材の確保・活用ための多様な働き方の実現
- ④投資やイノベーションと相俟った生産性の向上

など、これまでの意識や働き方を見直す「働き方改革」を積極的に進めていくことが重要です。

「働き方改革」の取組は、企業における人材の確保・定着率の向上、働き手の能力発揮、生産性の向上などにつながり、ひいては和歌山県内各企業の魅力の向上、和歌山全体の活性化と発展に繋がるものです。

私たちは、このような共通認識の下で、県内すべての企業に対して、「働き方改革」に関する意識啓発や支援を積極的に行うことによって、より魅力的で活力のある和歌山をつくっていくことを目指します。

令和元年6月25日

和歌山働き方改革推進協議会

和歌山労働局 和歌山県 和歌山市 近畿経済産業局
和歌山県経営者協会 和歌山県商工会議所連合会
和歌山県商工会連合会
和歌山県中小企業団体中央会 和歌山経済同友会
日本労働組合総連合会和歌山県連合会